

2017年1月23日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2016. 12

法律・制度の新しい動き

金融調査部 主任研究員
金本 悠希

[要約]

- 12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 12月は、与党が、配偶者控除の見直しや積立NISAの創設などを盛り込んだ税制改正大綱を公表したこと（8日）、金融審議会 市場ワーキング・グループが、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する原則の策定などを盛り込んだ報告書を公表したこと（22日）、金融審議会 金融制度ワーキング・グループが、金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションの促進などを盛り込んだ報告書を公表したこと（27日）、などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○12月の法律・制度レポート一覧	2
○12月の法律・制度に関する主な出来事	2
○1月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック		
税制改正大綱—積立NISAの創設等	6
○レポート要約集	11
○12月の新聞・雑誌記事・TV等	14

◇12月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	2017年度税制改正動向解説シリーズ No. 4 配偶者特別控除の拡大では就労促進効果は乏しい ～改正案には比較的所得の高い高齢者 に減税の恩恵が及ぶ面も～	是枝 俊悟	税制	15
12日	資産運用業に対する規制、国際合意に近い？ ～【FSB 市中協議文書】ファンドの流動性 ミスマッチとレバレッジに焦点～	鈴木 利光	金融制度	7
15日	法律・制度 Monthly Review 2016.11 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	16
16日	税制改正大綱—外国子会社合算税制の見直し ～「トリガー税率」は部分的に維持。 平成30年4月以降事業年度から適用。～	金本 悠希	税制	15
19日	税制改正大綱—積立NISAの創設等 ～非課税枠40万円・20年間の積立NISAは 投資初心者向けに普及か～	是枝 俊悟	税制	14
21日	税制改正大綱—役員給与の見直し ～中長期の業績に連動する パフォーマンスシェアを税制上手当て～	金本 悠希	税制	9

◇12月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	<p>◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等を改正（12月2日より適用）。国際会計基準審議会が2016年1月1日から6月30日までに公表した国際会計基準（リース、法人所得税、キャッシュ・フロー計算書、顧客との契約から生じる収益、株式に基づく報酬）を連結財務諸表等規則に規定する指定国際会計基準とする等の内容。</p> <p>◇金融審議会 市場ワーキング・グループ、「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」（第3回）を開催し、報告案の内容が固まる（7日の市場ワーキング・グループで報告が承認され、22日に公表）。フェア・ディスクロージャー・ルールについて、①対象となる情報とエンフォースメント、②対象となる情報提供者、③対象となる情報受領者、④公表が不要な情報提供、⑤情報の公表方法が主な内容。</p> <p>◇割賦販売法の一部を改正する法律、可決・成立（公布は12月9日）。①クレジットカード情報の適切な管理等、②販売業者に対する管理強化、③FinTechの更なる参入を見据えた環境整備、を主な内容とするもの。</p> <p>◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律、可決・成立（公布は12月9日）。休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用するもの。</p>
5日	◇中小企業庁、「事業承継ガイドライン」を公表。円滑な事業承継の促進を通じた中小企業の事業活性化を図る。

6日	<p>◇企業会計基準委員会 (ASBJ)、「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の改正案を公表 (意見提出期限は 2017 年 2 月 6 日)。</p> <p>◇英国金融規制機構 (FCA)、リテール顧客に対する CFD (差金決済取引) 商品の販売に関する規則を厳格化するパッケージ案を公表。</p> <p>◇英国財務報告評議会 (FRC) の Lab (財務報告ラボ)、会社のビジネスモデルの報告に関する主な特徴とアプローチを公表。</p>
7日	<p>◇日本 IFIAR ネットワークが設立。2017 年 4 月に監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators。わが国に事務局を設立) が設立予定であることを踏まえたもの。</p>
8日	<p>◇自由民主党・公明党、平成 29 年度税制改正大綱を公表。積立 NISA の創設のほか、配偶者控除等、事業承継税制、非居住者等の課税対象範囲、タワーマンション課税、研究開発税制、法人税の申告期限、組織再編税制、役員給与課税、車体課税、外国子会社合算税制の見直しなどが盛り込まれている。</p>
9日	<p>◇バーゼル銀行監督委員会、日本の規制に関して、「整合性評価プログラム (RCAP) における LCR 規制の評価」及び「整合性評価プログラム (RCAP) における自己資本比率規制のフォローアップ評価」を公表。</p>
14日	<p>◇金融安定理事会 (FSB) の気候変動関連の財務情報開示に関するタスクフォース (TCFD)、気候変動に関連する財務上のリスクの効果的な開示に関する市中協議文書を公表 (コメント期限は 2017 年 2 月 12 日)。</p>
15日	<p>◇監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード) (案) を公表 (意見提出期限は 2017 年 1 月 31 日)。</p>
16日	<p>◇ASBJ、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等を公表。</p> <p>◇FSB、市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行の内部総損失吸収力に係る指導原則」及び「金融機関の破綻処理時における金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンス」を公表 (コメント期限は 2017 年 2 月 10 日)。</p>
19日	<p>◇最高裁、預貯金債権を遺産分割の対象とする初の判断を下す。</p> <p>◇FSB、コルレス銀行の減少についての評価及び対策についての進捗報告及び 2017 年の作業計画を公表。</p> <p>◇欧州監督機構 (ESA)、ビッグデータが消費者と金融機関にもたらす利点とリスクに関する市中協議文書を公表 (コメント期限は 2017 年 3 月 17 日)。</p>
21日	<p>◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正案を公表 (意見提出期限は 2017 年 1 月 19 日)。FX 取引 (個人顧客を相手方とする) のレバレッジ規制及びロスカット規制が FX 取引以外のデリバティブ取引の証拠金を合算して管理することを前提としていないことに関して、顧客の利便性向上のため、FX 取引以外のデリバティブ取引に係る証拠金を合算して管理できるようにするもの。</p> <p>◇FSB、日本のマクロプルーデンス政策及び金融機関の破綻処理制度の枠組みに関するピアレビュー報告書を公表。</p> <p>◇欧州証券市場監督局 (ESMA)、EU 域内の発行体が 2020 年 1 月 1 日から利用しなければならない企業情報の報告のデジタルフォーマット設定に関する文書を公表。</p>
22日	<p>◇政府、平成 29 年度税制改正大綱及び平成 29 年度予算案を閣議決定。</p> <p>◇金融審議会 市場ワーキング・グループ、報告書を公表。①顧客本位の業務運営 (フィデューシャリー・デューティー) に関する原則 (プリンシプル) の策定、②ETF の流動性、認知度の向上、③取引の高速化への対応、④PTS における信用取引の容認、⑤取引所の業務範囲の見直しが盛り込まれている。また、フェア・ディスクロ</p>

	<p>ージャー・ルール・タスクフォースで取りまとめられた報告も公表。</p> <p>◇ASBJ、「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」及び「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等を公表（いずれも意見提出期限は2017年2月22日まで）。また、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂を公表。</p>
23日	◇ドイツ銀行、住宅ローン担保証券の発行・引受業務に関して72億ドルを支払うことで米国司法省と基本合意したことを公表。
27日	◇金融審議会 金融制度ワーキング・グループ、報告書を公表。①金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションの促進、②電子決済等代行業者（中間的業者）に対する登録制の導入、③金融機関によるオープンAPIの導入に関する方針、損失分担ルールなどの策定・公表、④銀行代理業に対する規制の見直しなどが盛り込まれている。
28日	◇金融庁、「銀行法施行令等」の改正案を公表（意見提出期限は2017年1月27日）。2016年5月に成立した、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（①金融グループにおける経営管理の充実、②共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、③ITの進展に伴う技術革新への対応、④仮想通貨への対応など）の施行に伴うもの。施行期日は2017年4月（予定）。

◇1月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦（主夫）・企業年金加入者等の加入が可能となる。
	1月16日	◇個人番号（マイナンバー）に関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始。
	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改訂府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	3月下旬	◇平成29年度改正税法が成立見込み。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇役員給与課税の改正（2017年10月1日適用開始のもの以外）が適用（予定）。 ◇スピンオフ税制の見直し（予定）。
	5月30日	◇改正個人情報保護法、全面施行。 ◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携が可能に。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。
10月1日	◇NISAの第2期勘定設定期間（平成30年～35年）における口座開設申込手続が開始。この日までに既存NISA口座でマイナンバーを告知している場合、自動で第2期の申込みが行われる。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用（予定）。	

	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇積立NISAが開始(予定)。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(予定)。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し(当期所得の55%→50%)。 ◇欠損金の繰越期間の延長(9年→10年)。 ◇(外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より)外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の改正が適用(予定)。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度(2014年分)投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。 ◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。 ◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。

※原則として、12月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。平成29年度税制改正大綱(12月8日公表)に盛り込まれたものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

税制改正大綱—積立 NISA の創設等

～非課税枠 40 万円・20 年間の積立 NISA は投資初心者向けに普及か～

2016 年 12 月 19 日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161219_011515.html

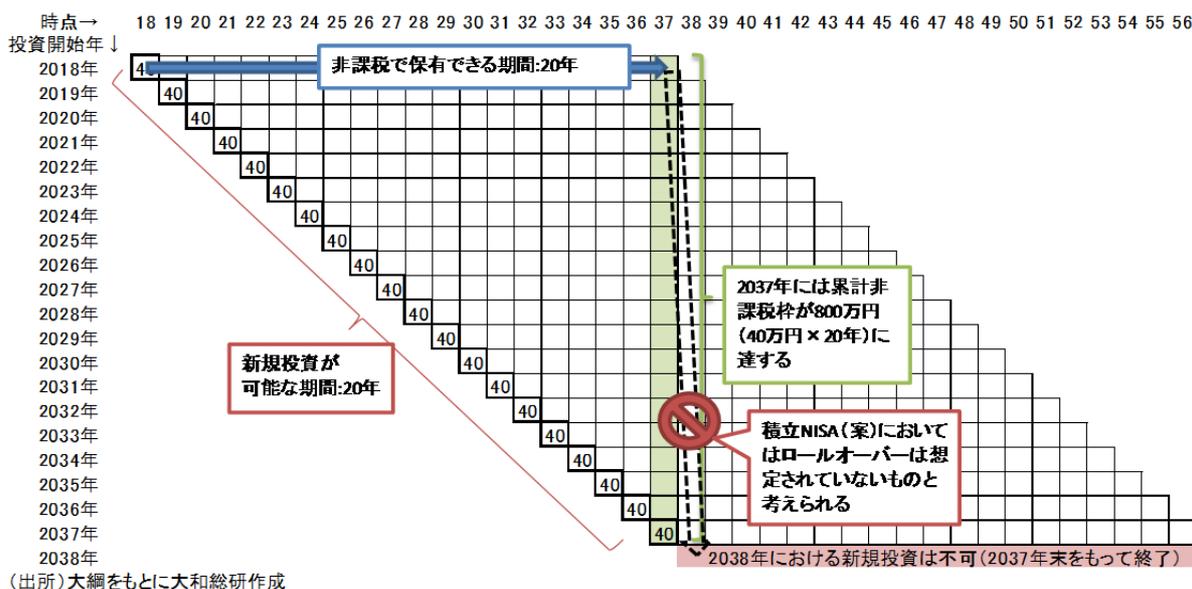
※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 大綱の積立 NISA（案）と現行 NISA の制度概要

	積立 NISA（案）	現行 NISA
商品の購入方法	定期かつ継続的な方法による買付け	単発で金融商品を購入することも、定期・定額で購入することも可能
投資対象商品	「公募等株式投資信託」（公募株式投資信託および ETF）のうち以下のもの ・信託期間が 20 年以上または無期限 ・決算頻度が毎月ではない ・原則デリバティブを利用しない など	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など
非課税対象	分配金、譲渡益	配当・分配金、譲渡益
新規投資が可能な期間	2018 年～2037 年	2014 年～2023 年
運用益非課税で保有できる期間	最長 20 年間	最長 5 年間（ただし、ロールオーバー可能）
各年の非課税枠	40 万円	2014 年・2015 年…100 万円 2016 年以後…120 万円
非課税枠の累計	40 万円×20 年間＝800 万円	120 万円×5 年間＝600 万円
両制度の関係	現行 NISA と積立 NISA（案）は年単位で選択制	

（出所）大綱および現行法令をもとに大和総研作成

図表 2 積立 NISA (案) のイメージ



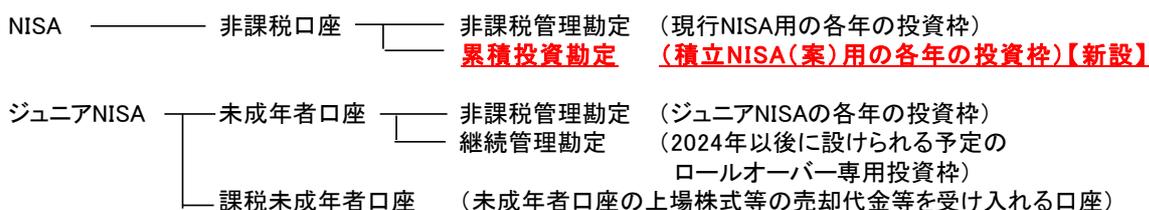
図表 3 積立 NISA (案) の投資対象商品

公募等株式投資信託（株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの）で、累積投資に適した商品性を有するものとして次に掲げる事項が投資信託約款に記載されているもの

- ① 信託契約期間の定めがないこと又は 20 年以上の信託契約期間が定められていること
- ② 収益の分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと
- ③ 信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと
- ④ その他一定の事項

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

図表 4 NISA・ジュニア NISA の概念図 (改正案)



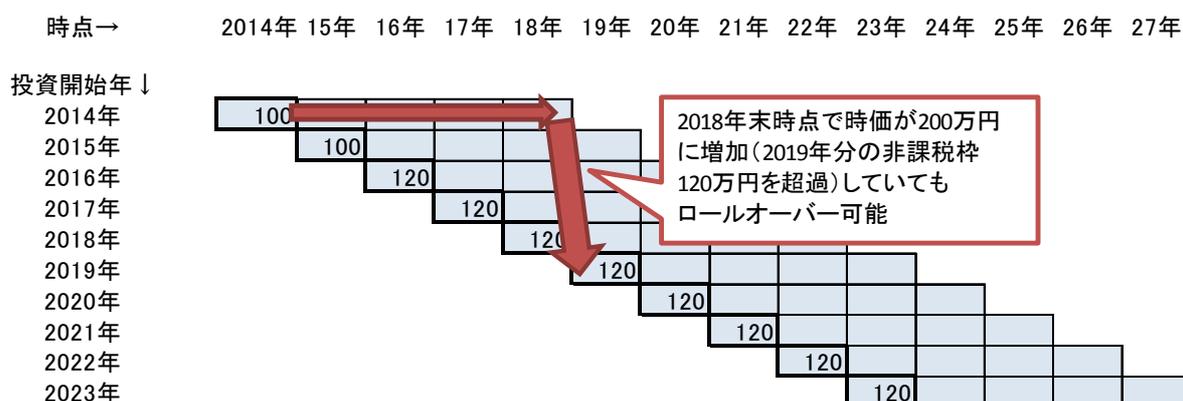
(出所) 法令、大綱をもとに大和総研作成

図表 5 累積投資勘定（積立 NISA（案））の投資枠・非課税口座に係る手続き等

- ① 累積投資勘定は、原則として平成 30 年（2018 年）から平成 49 年（2037 年）までの各年のうち現行の非課税管理勘定が設定される年以外の年に設けられる
- ② 累積投資勘定は、当該居住者等から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられる
- ③ 累積投資勘定は、原則としてその勘定設定期間の各年 1 月 1 日において設けられる
- ④ 金融商品取引業者等の長は、非課税口座が開設された日の属する年の 1 月 1 日以後 10 年を経過する日及び同日の翌日以後 5 年を経過する日ごとに、これらの日において当該非課税口座を開設している居住者等の住所地等を確認する

（出所）大綱をもとに大和総研作成

図表 6 ロールオーバー上限額撤廃（案）の概要



（注）図中の金額はロールオーバーによらない原則の非課税枠(単位:万円)を示す。

（出所）大綱をもとに大和総研作成

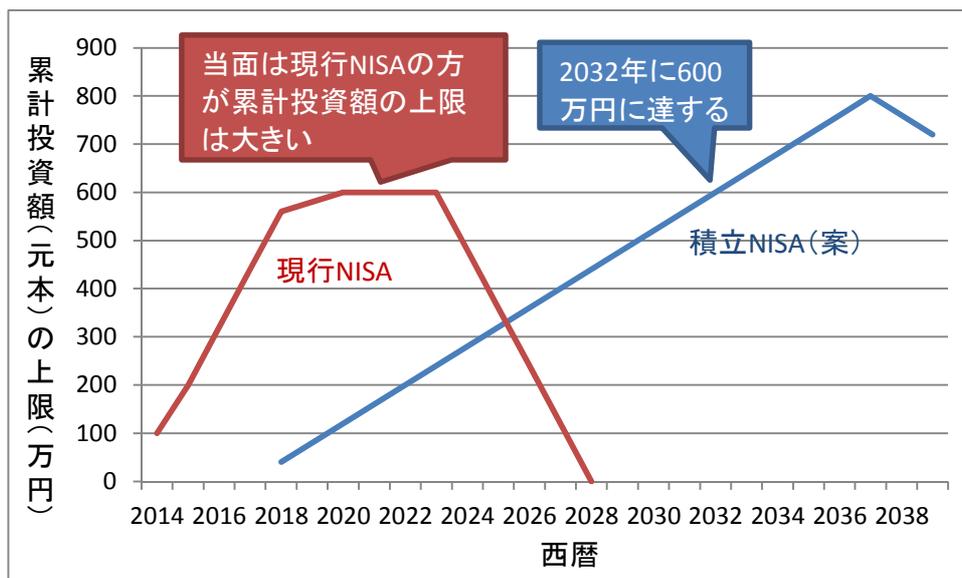
図表 7 積立 NISA（案）と現行 NISA の有利・不利

	積立 NISA（案）		現行 NISA（大綱による改正後）	
投資方法	×	定期かつ継続的方法に限定	○	単発で金融商品を購入することも、定期・定額で購入することも可能
投資対象商品	×	公募株式投信、ETFのうち一定の要件を満たすものに限定（個別の上場株式や REIT は不可）	○	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など
新規投資が可能な期間	○	2018 年から 2037 年まで 20 年間	×	2014 年から 2023 年まで 10 年間
運用益非課税で保有できる期間	○	最長 20 年間（ロールオーバーは不可と考えられる）	×	最長 5 年間（ただし、ロールオーバーにより最長 10 年間とできる）
各年の非課税枠	×	40 万円	○	2014 年・2015 年…100 万円 2016 年以後…120 万円
非課税枠の累計	○	40 万円×20 年間=800 万円	×	120 万円×5 年間=600 万円

（注）積立 NISA（案）と現行 NISA を比較して自由度が高く有利な方（限度額が大きい、対象が広い、等）を○、不利な方を×とした。これらの評価は筆者による。

（出所）大和総研作成

図表 8 累計投資額（元本）の上限の比較



(注) 現行 NISA の「新規投資が可能な期間」が現行法のまま (2023 年末まで) の場合。現行 NISA のみを利用する場合と、積立 NISA (案) のみを利用する場合とを比較し、年によって両者を使い分ける場合は考慮していない。

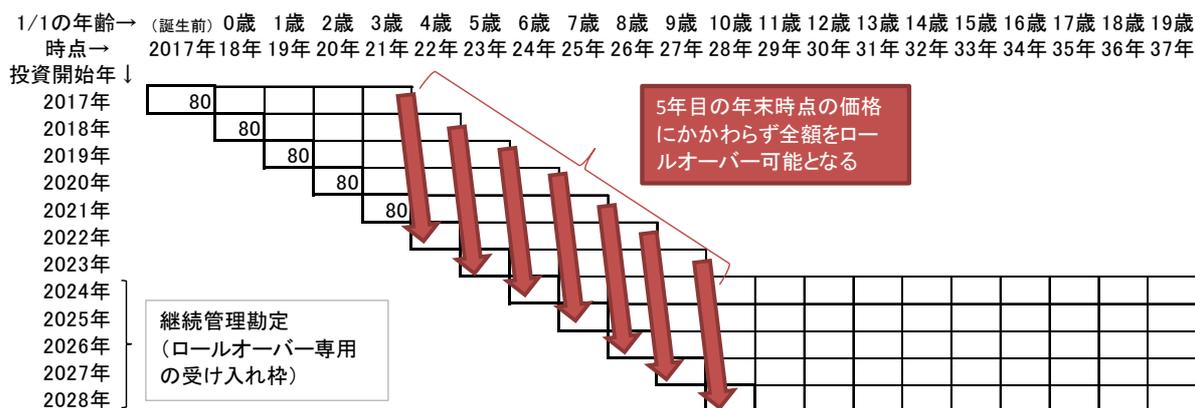
(出所) 現行法令、大綱をもとに大和総研作成

図表 9 金融庁要望の積立 NISA (案) と現行 NISA の制度概要

	積立 NISA (案) が向いている人	現行 NISA が向いている人
売買を行う時期の希望	定時・定額で買い付ける時間分散投資を行って、平均的な買付コストを低く抑えることを狙いたい	株価の変動を見極めて、価格が低い時期に買い付けて、価格が高い時期に売り抜けることにより、売買益を狙いたい
投資対象商品の希望	分散投資された公募株式投信・ETF を購入することでボラティリティを抑え市場平均のリターンを狙いたい	自分で投資対象を考え、個別の上場株式や REIT などに投資することで市場平均を上回るリターンを狙いたい
投資資金の性質	手元に預貯金等はあまりなく、これからの毎月の家計の黒字分を使って投資していきたい	これからの毎月の家計の黒字分に加えて、現在手元にある預貯金等も投資に振り向けたい
投資金額	投資に振り向けられるのは年間 40 万円の範囲内	年間 40 万円を超えて投資を行いたい

(出所) 大綱および現行法令をもとに大和総研作成

図表 10 2017年に0歳でジュニアNISAの口座開設を行った場合（大綱による改正後）



(出所) 大綱をもとに大和総研作成

図表 11 英国のISAと日本のNISAの主な相違点

	英国のISA	日本の現行NISA	日本の積立NISA (案)
新規投資が可能な期間	恒久制度	2014年～2023年の 時限措置	2018年～2037年の 時限措置
運用益非課税で保有できる期間	無期限	5年間(ただし、ロールオーバー可能)	20年間
投資対象商品	株式、公社債、投資信託、保険契約、預貯金 など	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など	公募株式投信・ETFのうち一定の要件を満たすもの
非課税対象	利子、配当、分配金、譲渡益 など	配当・分配金、譲渡益	分配金、譲渡益
年間非課税枠(購入または拋出の限度額)	15,240ポンド (2016課税年度) ≒約206万円※1	120万円 (2016年以後)	40万円
非課税枠の管理	口座への拋出額で管理	金融商品の購入額で管理	※2
収益分配金等の再投資	拋出額に算入しない (非課税枠を消費しない)	購入額に算入 (非課税枠を消費する)	※2
売却額の再投資(スイッチング)	拋出額に算入しない (非課税枠を消費しない)	売却した分の元本も再投資額も年間購入額に算入 (非課税枠を消費する)	※2

※1 1ポンド=135円で換算。なお、2017課税年度の年間非課税枠は20,000ポンドに引き上げられる予定。

※2 大綱に明記はないが、現行NISAと同様と考えられる。

(出所) 現行法令、大綱、日本証券業協会『『英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査』報告書』(平成28年6月)等をもとに大和総研作成

◇レポート要約集

【2日】

配偶者特別控除の拡大では就労促進効果は乏しい

～改正案には比較的所得の高い高齢者に減税の恩恵が及ぶ面も～

2016年11月21日に与党税制調査会における平成29年度税制改正の議論がスタートし、配偶者控除見直し案がまとまってきた。本稿では報道により有力視される改正案が実施されることを前提に、政策効果を分析する。

改正案は「配偶者控除」の対象年収は変えず、「配偶者特別控除」の対象年収（夫婦のうち年収の低い方）を現行の141万円未満から、約201万円以下に改正する。一方、配偶者控除について世帯主（夫婦のうち年収の高い方）の年収が1,120万円超である場合に控除額を減らし、世帯主の年収が1,220万円超である場合は対象外とするとしている。

この改正案は、安倍首相が指示した当初の改正の目的にほとんど合っていないものと考えられる。「配偶者控除」の適用拡大ではなく「配偶者特別控除」の適用拡大であるがゆえに企業の配偶者手当に直接影響を与えることが考えにくく、就業調整の動機である「103万円の壁」は当面残るものと考えられる。また、改正案は、若年低所得層の結婚の後押しになりうるが、その効果はごく僅かと考えられる。

12月8日とされる「平成29年度税制改正大綱」の決定まではまだ若干の日程が残っている。当初の改正の目的に相応しい改正案となるよう、再考の余地があるのではないかな。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161202_011460.html

【12日】

資産運用業に対する規制、国際合意が近い？

～【FSB 市中協議文書】ファンドの流動性ミスマッチとレバレッジに焦点～

2016年6月22日、金融安定理事会（FSB）は、市中協議文書「資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対する政策提言案」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2016年9月21日）。

市中協議文書の意図は、「金融市場における将来のストレス時における資産運用業者とファンドの回復力を強化」することにある。市中協議文書が検討対象としているのは、あらゆるタイプの「ファンド」である。もっとも、マネー・マーケット・ファンド（MMF）、年金基金および政府系ファンド（SWFs）は検討対象から除外されている。

市中協議文書は、潜在的に金融安定リスクをもたらしうる資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対応する14の政策提言案を提示している。FSBは、その中で、(i) 流動性ミスマッチ、(ii) レバレッジ、が重要であるとしている。

流動性ミスマッチに係る政策提言案としては、オープンエンド型ファンドを対象として、ストレス・テストの実施、スイング・プライシングや償還手数料の導入、流動性の状況に係る開示の強化が提案されている。

レバレッジに係る政策提言案としては、簡素で一貫性のあるレバレッジの計測方法の策定、規制監督当局によるモニタリング（必要に応じて介入）が提案されている。

当面はNBNI G-SIFIs（銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関）に認定されるリスクがなくなった今、資産運用業界は市中協議文書の提案にそれほど恐れを抱いていないと報じられている。というのも、その提案の多くは（銀行規制に類似しているというよりは）業界特有のもので、かつ、すでに各々の規制監督当局で検討されているものを反映しているにすぎないからである。

FSBは、2016年末までに政策提言を最終化する予定である。最終化された政策提言の多くは、証券監督者国際機構（IOSCO）によって具体化される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20161212_011493.html

【15日】**法律・制度 Monthly Review 2016.11****～法律・制度の新しい動き～**

11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11月は、米国大統領選挙で共和党のドナルド・トランプ氏が勝利したこと（8日）、公的年金の受給資格期間を10年に短縮する改正法が可決・成立したこと（16日）、消費税率引上げ延期に係る改正法が可決・成立したこと（18日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20161215_011502.html

【16日】**税制改正大綱—外国子会社合算税制の見直し****～「トリガー税率」は部分的に維持。平成30年4月以降事業年度から適用。～**

12月8日、与党が税制改正大綱を公表した。国際課税に関して、外国子会社合算税制の見直しが盛り込まれている。外国子会社合算税制は、タックスヘイブン等に所在する子会社等に所得を移転することによる課税逃れを防止するため、外国子会社等の所得を日本の親会社等の内国法人に合算して課税するものである。

大綱は、内国法人に合算される所得について、経済実体がない、いわゆる受動的所得は合算対象とする一方で、実体ある事業からの所得であれば、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外とするという方針に沿って見直している。

現行制度は、制度が適用される子会社等を、租税負担割合が20%未満（トリガー税率）か否かで判定している。トリガー税率を上回る子会社等は、所得の内容にかかわらず一律に制度適用外となり、上記の方針からは適用範囲が広すぎたり狭すぎたりする問題があるため、トリガー税率を廃止するかが重要な論点であった。大綱は形式的にはトリガー税率（租税負担割合基準）を廃止しているものの、ペーパーカンパニー等に該当する場合を除き、制度の適用対象を租税負担割合が20%未満か否かで判定する仕組みは維持している。

また、合算対象が全所得か資産運用的な所得かを判定する「適用除外基準」も見直され、名称が「経済活動基準」に改められるとともに、実体のある航空機リース会社や製造業会社の所得が合算されないように基準が見直されている。

また、部分合算課税の対象となる受動的所得の項目が、現行制度よりも精緻に定められている。

今回の改正の適用時期は、（外国関係会社の）平成30年4月1日以後に開始する事業年度からとされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161216_011511.html

【19日】

税制改正大綱—積立 NISA の創設等

～非課税枠 40 万円・20 年間の積立 NISA は投資初心者向けに普及か～

2016 年 12 月 8 日に、自由民主党・公明党は「平成 29 年度税制改正大綱」を公表した。本稿は、NISA 関連の改正について解説・分析する。

大綱では、「積立 NISA」を創設するとしている。積立 NISA の年間非課税枠は 40 万円、非課税で保有できる期間は購入時から最大 20 年間、新規投資が行える期間は 2018 年から 2037 年までの 20 年間、対象商品は累積投資に適した商品性を有する一定の株式投信・ETF に限られる（個別株は含まない）。非課税枠が 120 万円・5 年間の現行の NISA（以下、現行 NISA）とは選択制となる（併用はできない）。

積立 NISA と現行 NISA を比較すると、非課税で投資できる期間が長い点が積立 NISA の利点である一方、投資対象の商品と投資方法の自由度が高い点が現行 NISA の利点と言える。大まかに言うと、現行 NISA は投資中級者向け、積立 NISA は投資初心者向けの制度という棲み分けになるかもしれない。

今後、現行 NISA、ジュニア NISA、積立 NISA の 3 つの制度について積立 NISA に寄せる形での一本化が検討されるものと考えられる。より制約の多い制度への一本化が検討される中、分配金再投資やスイッチングで非課税枠を消費する現行 NISA の「使いづらさ」の改善が難しくなることが懸念される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161219_011515.html

【21日】

税制改正大綱—役員給与の見直し

～中長期の業績に連動するパフォーマンスシェアを税制上手当て～

12 月 8 日、与党が税制改正大綱を公表した。法人課税に関して、役員給与の見直しが盛り込まれている。役員給与に関する税制は、損金算入が認められる給与を、原則として定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与に限るというものである。

大綱は、利益連動給与に認められる連動指標を拡大している。現行制度では、「当該事業年度」の「利益」に関する指標に限られているが、大綱では、「株価」や「売上高」に関する一定の指標が追加され、「当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標」も認めるとされている。また、利益連動給与として、中長期の業績に連動して交付される「株式」も認められ、いわゆるパフォーマンスシェアについて税制上の手当てがなされている。

新株予約権による給与に関して、現行制度では不相当に高額な部分を除き損金算入が認められるが、大綱は、損金算入が認められるものを、事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たすものに限定している。

譲渡制限付株式に関しては、現行制度では自社又は完全親会社の株式に限られているが、大綱では、それ以外の会社の株式も追加されている。また、非居住者に交付した場合、現行制度では会社側は損金算入が認められないが、大綱ではこれを認めることとされている。

改正の適用時期は、新株予約権・譲渡制限付株式等については、平成 29 年 10 月 1 日以後に支給・交付決議をする給与について適用され、それ以外の部分については、平成 29 年 4 月 1 日以後に支給・交付決議をする給与について適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161221_011535.html

◇12月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経 CNBC (12月5日放送)	トランプ氏の所得税改革案 についてコメント	是枝 俊悟
読売新聞 (12月5日付朝刊4面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
Bloomberg (12月8日掲載)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
産経新聞 (12月9日付朝刊11面)	配偶者控除見直しについて試算掲載	是枝 俊悟
フジサンケイビジネスアイ (12月9日付2面)	配偶者控除見直しについて試算掲載	是枝 俊悟
毎日新聞 (12月9日付朝刊2面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
東京新聞 (12月9日付朝刊2面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
静岡新聞 (12月9日付朝刊2面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
ハフィントンポスト (12月9日掲載)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (12月11日付52面・53面)	配偶者控除見直し・積立NISA についてコメント	是枝 俊悟
東京新聞 (12月15日付朝刊10面)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟
日経ビジネス (12月19日号15ページ)	配偶者控除見直しについてコメント	是枝 俊悟